

国分寺市協働事業ガイドブック

(「市民活動団体との協働事業の手引き」簡易版)



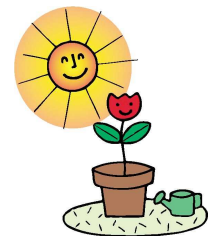
平成 21 年 6 月

はじめに

平成21年4月1日に国分寺市自治基本条例が施行されました。この条例は、市民主権を基本とする自治の実現を図ることを目的とし、基本理念には参加と協働の推進をうたっています。

このガイドブックは、市民参加で作成した職員向け「市民活動団体との協働事業の手引き（平成19年5月発行）」を市民活動団体も活用できるように編集しなおした簡易版です。平成20年度から試行している提案型協働事業も加えました。

国分寺市における協働事業のしくみをわかりやすく整理し、特に協働の形態の一つである「委託（協働事業型）」の内容に重点を置いて作成しました。



目次

協働の基本

1	なぜ「協働」を進めるのか	1
2	協働の原則	2
3	市民活動団体の定義	2
4	協働の類型と形態	3

協働事業の進め方

1	委託（協働事業型）とは	4
2	公募型協働事業と提案型協働事業	5
3	実施手順（公募型・提案型協働事業）	6
4	手順の詳細	7
付)	協働事業・選択フロー	13

協働の基本

1 なぜ「協働」を進めるのか

地方分権改革により市の役割はますます大きくなり、複雑化し多様化する地域の課題や地域住民のニーズに対して、市単独で対応することは困難になってきています。

これからは、市民活動団体・大学・企業などの多様な公共の担い手と市が協力・連携することにより、市民主体の市民満足度の高い「新たな公共」を構築していくことが重要です。

なかでも、市民生活の中で発生する問題意識や危機意識をもとに誕生し、さまざまなノウハウを蓄積してきた市民活動団体との協働を進めることが求められています。

(1) 市民満足度の向上

市民視点を持った市民活動団体のアイデアが事業に活かされ、より現場の実態を踏まえた事業展開が可能となり、市民満足度が向上します。

(2) 市民ニーズに沿った質の高いサービスの提供

市民ニーズが複雑化し多様化する中で、そのすべてに対して、市が直接行うサービスだけで対応することは困難になってきています。市民活動団体と市が協働することで、より市民ニーズに沿った質の高いサービスの提供や地域の課題解決などが効果的に進められます。

(3) 「市民自治」の基盤づくり

市民活動団体と市との協働は、市民が地域社会づくりの主体となる「市民自治」を大きく発展させる可能性を秘めており、これを積極的に推進していくことが重要です。

また、協働事業を通じて、お互いの組織や活動の活性化が図られ、特に行政における仕事の見直しや職員の意識改革につながることを期待されます。

(4) 市民活動を活発化し、市民の社会参加の機会を広げる

地域には、さまざまな知識や経験、能力を持った人材がいます。市民活動団体と市との協働を推進し、これらの市民一人ひとりが持てる力を発揮し、協働して公共サービスの充実に取り組む環境づくりに努めることは、市民活動を活発化し、市民の社会参加の機会を広げるものであり、地域社会の元気・活力を育むことにつながります。

2 協働の原則

ひとつの事業目標を達成するために、次の「協働の原則」をお互いで確認します。

原則	考え方
目的の共有	協働事業の意義目的を理解し共有し合い、常に確認する姿勢を保つこと。
相互理解	行動原理や組織原理が、異なることを理解し尊重すること。
相互自立	どちらかに依存するのではなく、お互いに自立した関係であること。
対等性	協働して具体的に事業を推進していくなかで、対等な発言権を有する、あるいは意思決定に対等に関わること。
有期性	協働がなれ合いにならないよう、期限を設けること。
情報公開	説明責任を果たし、協働について社会的理解を得るように努めること。

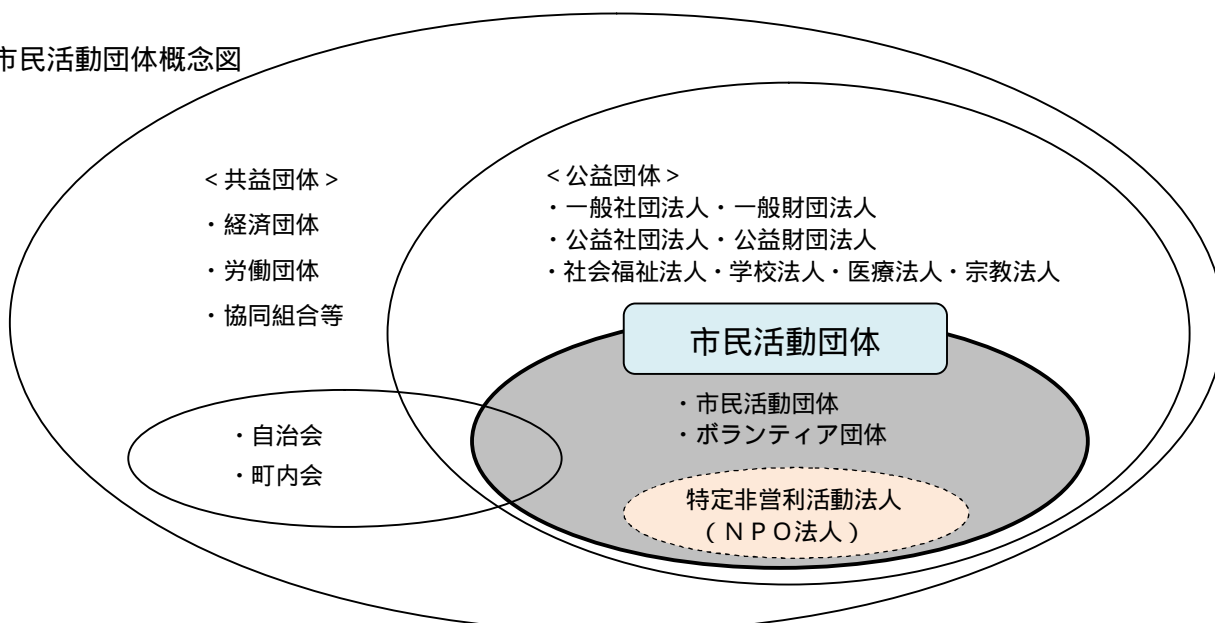
3 市民活動団体の定義

市民活動団体とは以下の要件をすべて満たしているものです

- 1．公益性のある活動であること。（社会全体の利益を目的としていること。）
- 2．収益を分配しないこと。（収益を関係者だけで分けないこと。）
- 3．民間であること。（市民力が源であること。）
- 4．自発的であること。（誰かや何かに強制されて行うものでないこと。）
- 5．公に組織されていること。
（会則があり、入会・退会の自由が約束されるなど、民主的に運営されていること。）
- 6．自己統治していること。（政治団体・宗教団体などから運営介入を受けていないこと。）

『市民活動団体と国分寺市との協働 2004・2005』より抜粋

市民活動団体概念図



4 協働の類型と形態

市民活動団体と市の協働にはさまざまな形態があります。事業目的から最も効果的で効率的な協働の形態を選択します。また、どのような形態であっても、役割分担、費用負担、責任の所在などを明確にしておくことが重要です。

このガイドブックでは、市事業への参画型の「委託（協働事業型）」について、章で解説しています。

類型	形態	内容	事業例
市事業への参画型	委託 (協働事業型)	市が責任を持って行うべき事業を市民活動団体の特性を活かして、より効果的な取り組みを行う形態。 市が単独で実施するよりも、市民活動団体が実施した方が効果が高いと考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> 施設やセンターの運営 講座などのプログラムの企画運営 調査研究
共同事業型	実行委員会	市民活動団体と市が実行委員会や協議会を構成し、その組織が主催者となり事業を行う形態。 いろいろな分野の多くの市民活動団体・市民が関われる。	<ul style="list-style-type: none"> まつり イベント 単発的な事業
	共催	市民活動団体と市がともに事業主体となって事業を行う形態。 市民活動団体のネットワークが活かせる。	<ul style="list-style-type: none"> フォーラム シンポジウム 講座
協力型	事業協力	市民活動団体と市がお互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施する形態。 市民活動団体の主体性、特性、能力をより活かせる。	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の自主事業 先駆的事业
	アダプトシステム	公共施設について、市民活動団体が美化や保守の活動を行い、市は保険加入や物品の支給などの協力を行う形態。 地域の実情にあわせた対応ができ、市民や地域が主体的に関われる。	<ul style="list-style-type: none"> 公園、道路の清掃活動
	後援	市民活動団体が実施する事業を支援するため、市が後援という形で名を連ねる形態。 市民活動団体の事業の信頼性を高め、主体性が保てる。	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の自主事業

なお、「公の施設」の管理運営を、市民活動団体を指定管理者として行う場合、「市事業への参画型」にあたる協働事業ととらえることができる場合がありますが、募集・選考過程が異なるため、このガイドブックでは省いています。

協働事業の進め方

協働事業は市民活動団体と市が共通の社会的な目的の実現に向けて、互いの特性を認め合い、それぞれの資源を持ち寄り、責任と役割分担をしたうえで協力して取り組むことが重要です。

このガイドブックでは『市民活動団体と国分寺市との協働 2004・2005』を踏まえ、協働事業を以下のように定義します。

協働事業の定義

ひとつの事業目標を達成するために、市民活動団体と市が情報を共有し、信頼関係のもとに責任を果たし、成果を挙げること。



1 委託（協働事業型）とは

委託（協働事業型）とは、市が担当すべき分野の事業を、市にはない優れた特性を持つ市民活動団体に契約をもって委ねる協働の形態で、契約を行う双方が協議を行い役割分担し、納得したうえで協定書・契約書（契約約款・仕様書）を締結するところが「従来の委託」とは異なります。

そして、市が業務を委託する相手方として、市民活動団体は、「非営利性」や「公共性」とともに「地域性」「専門性」「先駆性」などの優れた特性を有しているといえます。

契約を結ぶことで市民活動団体と市は協定書・契約書（契約約款・仕様書）に定められた内容を信義に従い、誠実に履行する義務が発生します。

<留意点>

- ・ 共通の目的を常に明確に持つことが重要です。
- ・ 委託する業務の内容は、市民活動団体の「地域性」「専門性」「先駆性」などの特性や能力が発揮できるようなものであることが大切です。
- ・ 情報提供や情報交換を行うなど、双方の理解・合意のもとに事業が円滑に執行できるよう努めます。
- ・ 市民活動団体の「地域性」「専門性」「先駆性」などの特性を活かすために、「プロポーザル方式」の発注方式を原則とします。
- ・ 公募をせずに協働事業を特定の市民活動団体と行う場合は、その理由を明確にする必要があります。
- ・ 市民活動団体と市の役割に応じた責任をどのように分担するのか、あらかじめ「協定書」で明確にしておくことが必要です。
- ・ 市民活動団体が、第三者等に損害を与えた時（個人情報に係る損害を含む）に、補償等に対応できる保険の加入が必要です。

2 公募型協働事業と提案型協働事業

(1) 公募型協働事業

市が単独で行ってきた事業やこれから新規に実施する事業を，協働事業としてともに担う市民活動団体を公募し，採択された市民活動団体と市が実施する事業です。

市の事業の担当課が示した仕様書（案）や予算額を基に，事業の実施方法や必要経費などについて市民活動団体が市に提案し，その提案内容を協働事業審査会が**プロポーザル方式**によって審査をします。その結果採択をされた市民活動団体が事業を受託します。審査は事業費が廉価である団体を採択する競争入札方式ではなく，市民活動団体の提案内容や費用などを総合的に判断します。

プロポーザル方式・・・事業の委託をする市民活動団体を選定する際に，市民活動団体が企画を提案し，その中からより優れた提案をした市民活動団体を選定する方式。

(2) 提案型協働事業

市民活動団体が市に自由な発想で事業提案をし，協働事業審査会で採択された提案を協働で実施する事業です。

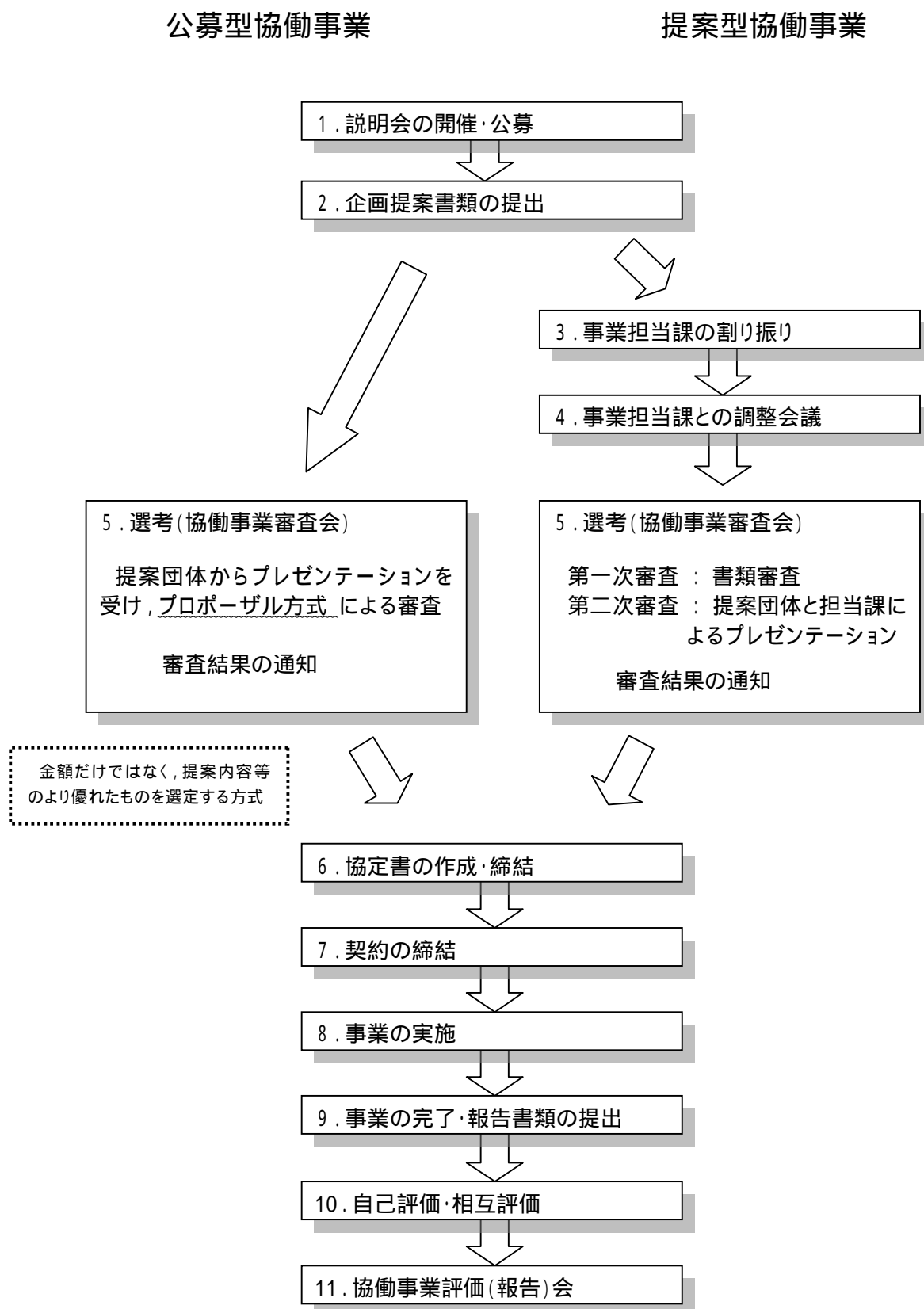
事業そのものを市民活動団体が企画する点で公募型協働事業と異なります。また，公募型協働事業が市民活動団体を選定するのに対し，提案型協働事業は提案された事業そのものを選定します。

市民活動団体が事業を提案できるため，どの分野においても提案が可能です，団体の活動の補助ではないので，対象となる要件を十分に確認する必要があります。また，市の現行の施策とのかねあいもあることから，企画提案書提出後に市から指定される当該提案事業の担当課との間で十分に調整のうえ，必要に応じて企画内容の修正を行います。



3 実施手順（公募型・提案型協働事業）

<手順のフロー>



4 手順の詳細

Step1 説明会の開催・公募

< 説明会 >

- ・公募型協働事業については事業内容の概要等について、提案型協働事業については対象事業の要件等について、市民活動団体からの企画提案を募集するにあたって、応募者の理解を促進するため説明会を開催します。
- ・説明会の開催告知については、市報や市ホームページへの掲載など、多くの市民活動団体が参加できるよう広報をします。提案型については毎年概ね7月頃、公募型については11月頃に開催します。
- ・説明会において出された質問や電話で照会のあった事項について、応募者全員に関係してくるものについては、それに対する回答も含め市ホームページ等で公開し、募集期間中は応募者のだれもが知りうる状態にします。

< 募集要項 >

- ・募集要項には応募できる資格要件や審査基準、応募の手続きから事業実施後の手続きまで一通りの手順が記載されています。こくぶんじ市民活動センターで配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。
- ・公募型協働事業の募集要項には、公募する事業の事業名、事業概要、予算額、仕様書(案)、審査基準などが記載されています。また、審査基準には基本項目の他に担当課が独自の項目を設定することができます。(ここでいう「担当課」とは、その事業を所管する市の部署のことで、市民活動団体側からいえば、当該協働事業の市側の窓口となります。以下同)なお、公募型で委託する事業が複雑な場合には、その性質上説明会に参加した市民活動団体だけが応募できるようにする場合、その旨をあらかじめ広報するとともに募集要項等は説明会の会場でのみ配布をすることがあります。この場合に、説明会に参加ができなかった市民活動団体から応募の相談等があった場合は、その都度個別に説明を行い、募集要項等を配布します。

< 応募資格 >

応募できる市民活動団体には、次のような資格要件があります。

- ・こくぶんじ市民活動センターに登録している団体
- ・代表者を含み3人以上の役員がいること
- ・構成員に5人以上の国分寺市民がいること
- ・1年以上継続した活動を行っていること
- ・会則、規約に基づき運営され、予算・決算を適正に行っていること
- ・公益性のある活動や非営利な活動をしていること

公募型協働事業の場合は、事業の目的や内容に応じて要件を追加する場合があります。

Step 2 企画提案書の提出

- ・企画提案書類のひな型は、説明会やこくぶんじ市民活動センターで募集要項とともに配布するほか、ホームページからもダウンロードできるようにします。
- ・企画提案書のほか、応募資格や事業遂行能力などの確認のため、組織体制や実績が分かる添付資料（規約や会則、収支決算・予算書等）も必要です。
- ・提出書類の種類と部数、提出期限、提出方法については、募集要項に明記します。
- ・市は、提出された書類に記入漏れや不備がないかどうか確認し、必要に応じて追加や訂正を求めます。

Step 3 事業担当課の割り振り（提案型のみ）

- ・提案型協働事業の場合は、市民活動団体から企画提案された事業を、市のどの部署が担当するか決めます。
- ・この担当課の課割り振り作業は、コミュニティ施策推進基本方針等検討委員会により行われます。事業によっては複数の課が担当課となる場合があり、この場合には、窓口となる課を決めます。
- ・担当課が決まると、市民活動団体に通知します。

Step 4 事業担当課との調整会議（提案型のみ）

- ・提案型協働事業の場合は、担当課が決まったら、企画提案をした市民活動団体と事業の内容等について調整会議を行います。
- ・調整会議は、企画提案された事業内容や見積りなどに不備がないかなどについて、市民活動団体と担当課で確認作業を行います。
- ・提案された事業を実施することを前提に、計画等に無理がないかなどについて検討しますが、提案をした市民活動団体の発想や独自性、市民視点については極力修正を行わないよう配慮してください。
- ・提案書に修正が必要な場合は、担当課と十分に話し合っ、決められた期日までに再提出をしてください。

Step5 選考

< 公募型協働事業 >

- ・応募された企画提案は、国分寺市協働事業審査会（識見者3名，市部長職3名の6名で構成）により審査選考します。

担当課による応募資格要件等の確認後，審査会で応募団体がプレゼンテーションを公開で行い審査選考します。ただし，公平性を保つため，同一事業に応募した他団体のプレゼンテーションは傍聴できません。

- ・審査の結果は市長へ報告を行った後，対象の団体すべてに通知し，市ホームページで公開します。

< 提案型協働事業 >

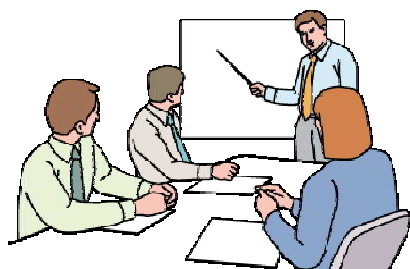
- ・事務局（協働コミュニティ課）による応募資格要件等の確認後，第一次審査を非公開で行い，書類による審査を行います。第二次審査は公開で行い，プレゼンテーション審査による審査を行います。

（第一次審査 書類審査・非公開）

- ・企画提案を，担当課長の意見，政策経営課と財政課及び協働コミュニティ課の各課長からの所見などを参考に協働事業審査会で審査します。
- ・審査の結果は，対象の団体すべてに通知し，市ホームページで公開します。

（第二次審査 プレゼンテーション審査・公開）

- ・第一次審査を通過した企画提案を提案団体がプレゼンテーションします。協働事業審査会が提案団体及び担当課長に対して質疑を行い審査します。
- ・すべての企画提案のプレゼンテーションが終了した後，協働事業審査会が実施をする協働事業の選定作業を非公開で行います。
- ・審査の結果は市長へ報告を行った後，対象の団体すべてに通知し，市ホームページで公開します。



Step 6 協定書の作成・締結

- ・協働事業として実施することとなった企画提案をした団体は、担当課と実施に向けて詳細な打ち合わせを行います。
- ・協働事業は、市民活動団体と市の両者の役割分担（特性を持ち寄ること）により行うものです。曖昧なもたれ合いの関係にならないよう、以下の事項について確認した協定書を取り交わして事業を実施します。
- ・事業の目的や目標を共有し、両者の協議により役割分担を明確にして作成し、事業実施前に締結します。

（協定書に記載する項目例）

- ・事業及び協定書の目的
- ・事業の内容
- ・事業期間
- ・責任の所在
- ・業務の内容と双方の役割分担
- ・経費負担，支払方法
- ・事業遂行に関する協議方法
- ・成果の帰属
- ・協定書の有効期間と解除条件
- ・個人情報の保護



Step 7 契約の締結

- ・選定された市民活動団体と市は十分な調整を行い、「仕様書」を作成し、「契約書」を取り交わします。契約約款は「委託契約約款（協働事業用）」を用います。
- ・契約書，協定書が収入印紙の必要な課税対象文書か否かは事業内容によります。同じ業務委託契約であっても、「請負」の場合は課税ですが、「事務の委任」は非課税です。判断が難しい場合は、税務署にて確認してください。

（契約保証金）

- ・市民活動団体との協働事業では、契約事務規則第 46 条第 2 項第 7 号に基づき、契約保証金を免除することができます。

（委託料の支払い）

- ・委託料の支払時期及び方法については契約書に明記しなければなりません。支払方法は原則「完了払」ですが、市民活動団体の資金的な側面に配慮をして、「概算払」を行うこともできます。

Step 8 事業の実施

- ・事業開始時には、事業計画書を含む「着手届」を担当課に提出をします。様式は市のホームページからダウンロードできます。
- ・個人情報を取り扱う場合は、「個人情報保護管理責任者選任届出書」を提出します。
- ・事業が始まってしまうと、途中のチェックや見直しを怠りがちです。事業後に評価をして反省することも重要ですが、定期的に意見交換する場を設けるなどして、次のようなことについてチェックをし、常に改善することを意識して事業を実施していくことが必要です。
 - (1) 進捗状況
 - (2) 見通し
 - (3) 途中成果
 - (4) 協働がうまく機能しているか
 - (5) 受益者の満足度
 - (6) 受益者や市民からの苦情とその対応

Step 9 事業の完了・報告書類の提出

- ・完了届を担当課に提出をします。様式は市ホームページからダウンロードできます。
- ・市民活動団体は「事業報告書類」(事業報告書、事業概要報告書、事業収支決算・精算書、苦情受付・対応件数報告書)を作成して担当課へ提出をします。また「ふりかえりシート」を作成し、協働コミュニティ課へ提出をします。
- ・担当課は団体から提出をされた書類を精査し、実施状況等を確認します。また「ふりかえりシート」を作成し、協働コミュニティ課へ提出をします。
- ・委託金に余剰金が生じた場合には、戻入の手続きを行います。

Step 10 自己評価・相互評価

- ・協働事業を実施した市民活動団体と担当課は、それぞれ作成した「ふりかえりシート」を活用して、事業の計画づくり、事業の実施、効果・影響などについて意見交換を行う自己評価会を行い、相互評価をします。
- ・自己評価会では、両者により一つの「自己評価票」を総合評価として作成し、協働コミュニティ課へ提出をします。

Step11 協働事業評価(報告)会

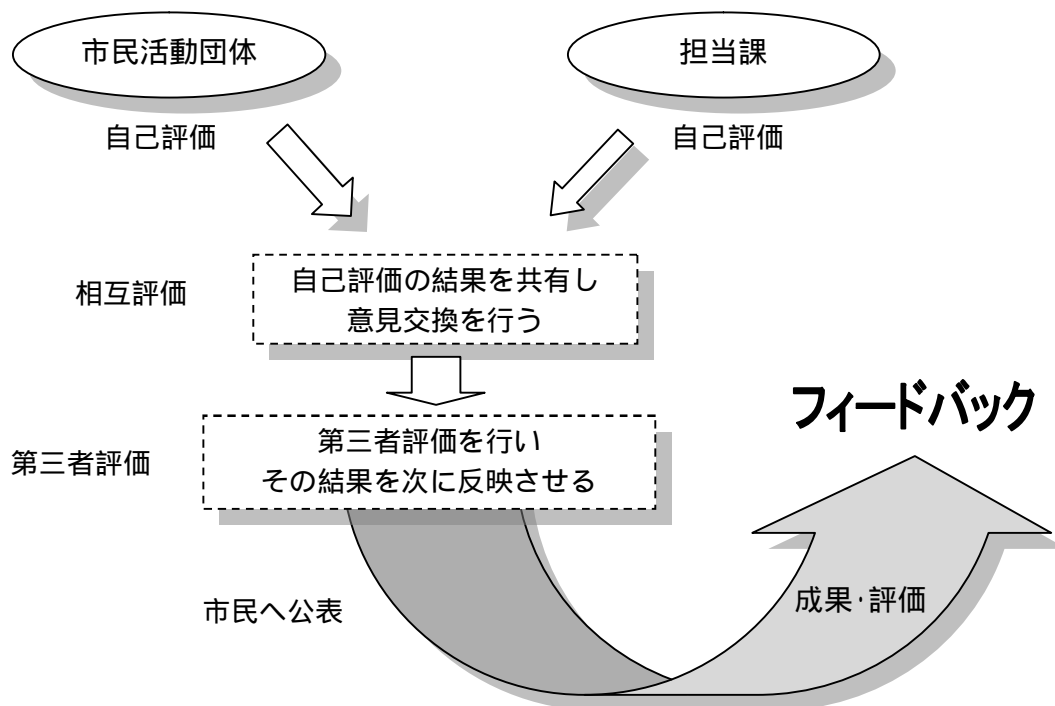
- ・協働事業を実施した市民活動団体と担当課が作成した「ふりかえりシート」や「自己評価票」、事業報告書類をもとに、協働事業審査会による第三者評価を行います。
- ・評価の際には協働事業審査会に市民公募の委員3名を加えて行います。
- ・評価の結果を次の協働事業に反映させます。

(評価の目的)

- 1 評価した結果を次の協働事業にフィードバックし、改善を図るため。
- 2 協働事業の信頼性を高め、透明性を確保するため。
- 3 市民への説明責任を果たすため。

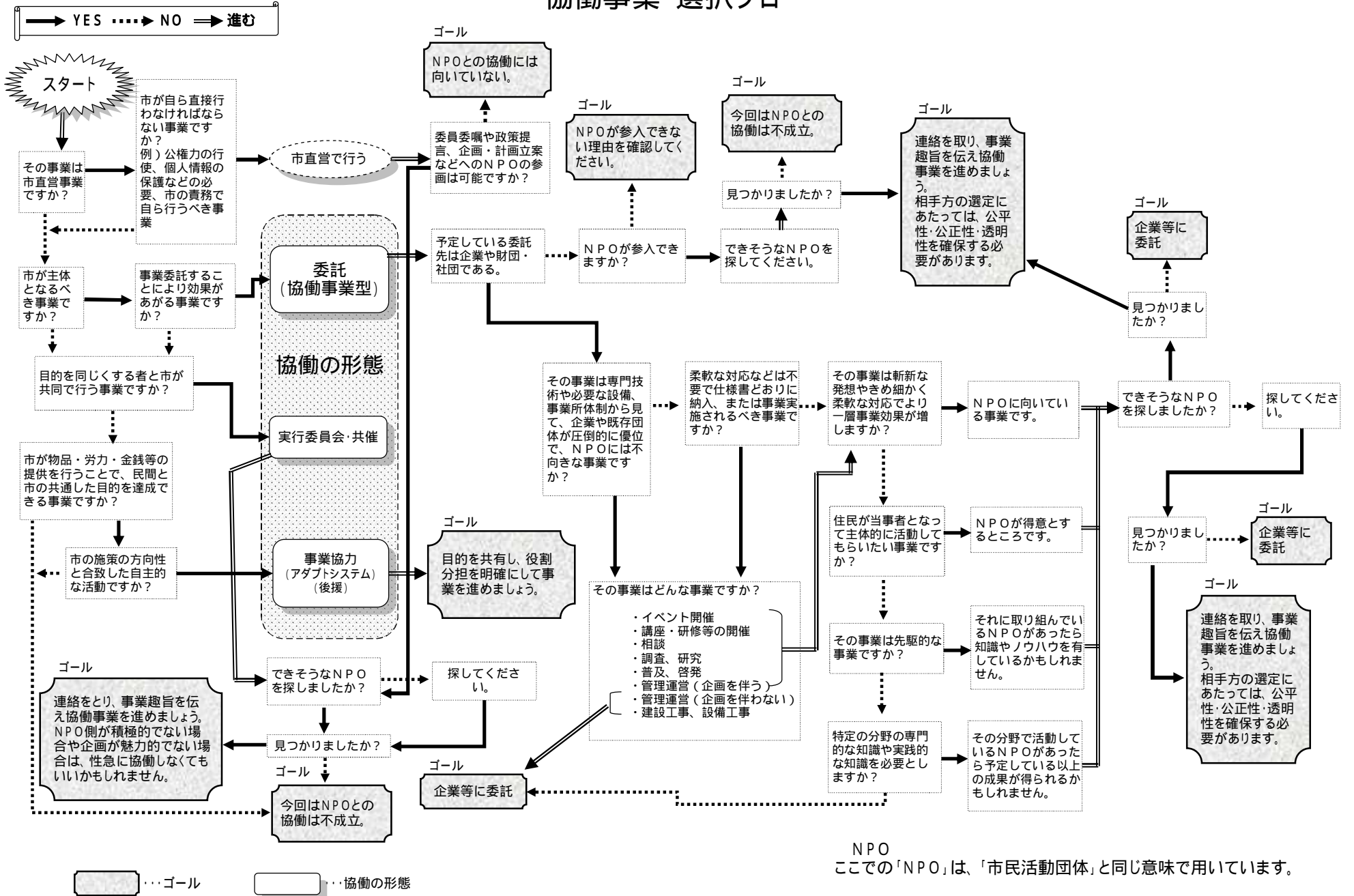
(評価の公表)

- ・協働事業は「市民の満足度を高めること」が大きな目的です。サービス受益者である市民に対し、事業の成果・評価を市ホームページなどにより公表していきます。



市民活動団体と市職員は、このガイドブックを通じて国分寺市の協働事業についてより理解を深め、市民ニーズに沿った、質の高いサービスを提供する協働事業を積極的に推進していきましょう！

協働事業・選択フロー



NPO
ここでの「NPO」は、「市民活動団体」と同じ意味で用いています。

こくぶんじ市民活動センター

こくぶんじ市民活動センターは、市民活動団体の拠点として機能しています。団体の情報交換や市と協働事業推進の総合窓口として、平成16年10月22日に開設しました。役割としては、下記に挙げる5つがあります。

- 1 情報の提供
- 2 相談・コーディネート
- 3 交流・協働の促進
- 4 研究・講座
- 5 交流の場・設備の提供

開館時間 9:00 a.m. ~ 5:00 p.m. 年末年始休館

場所 〒185-0034 国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ5階

電話: 042-576-0190 FAX: 042-576-0370

E-mail: info@collabo-kokubunji.com

ホームページ <http://www.collabo-kokubunji.com/>

国分寺市協働事業ガイドブック

(「市民活動団体との協働事業の手引き」簡易版)

発行 平成21年6月 国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課
編集 特定非営利活動法人 市民テーブルこくぶんじ / 協働コミュニティ課
問合せ先 協働コミュニティ課 電話042-576-0240
